

## 保育教諭となる要件に係る条例等の改正について

標記に関して、令和 7 年第 1 回定例市議会において上程の上、以下のとおり改正を予定しておりますので、その内容についてご審議ください。

### 1 保育教諭となる要件に係る特例期間の延長について（札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の改正）

#### (1) 概要

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等は、原則として、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者でなければならないが、認定こども園法の規定により、特例として、幼稚園教諭免許状の授与又は保育士の登録のいずれか一方を受けていれば、保育教諭等となることができるとされている。

この特例の適用期間が、平成 27 年 4 月から令和 7 年 3 月までの 10 年間となっていたところ、下表のとおり、15 年間又は 12 年間に延長されることとされた。

|                  | 現 行                   | 改正後                    | 根 拠                   |
|------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|
| 保育教諭、講師          | 令和 6 年度末<br>まで（10 年間） | 令和 11 年度末<br>まで（15 年間） | 認定こども園法<br>（※ 1）      |
| 主幹保育教諭<br>指導保育教諭 |                       | 令和 8 年度末<br>まで（12 年間）  |                       |
| 副園長、教頭           |                       |                        | 市条例（※ 2）<br>（附則第 3 条） |

（※ 1）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

（※ 2）札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例

（改正箇所）札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例

| 現 行                                                                                                 | 改正後                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 3 条 施行日から起算して 10 年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に係る第 11 条第 3 項の規定の適用については、同項の表備考 1 中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。 | 第 3 条 施行日から起算して 12 年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に係る第 11 条第 3 項の規定の適用については、同項の表備考 1 中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。 |

#### (2) 施行期日

公布日から施行

## (3) その他

上記の内容は、本市が条例を定めるに当たり「従うべき基準」（必ず適合しなければならない基準）とされており、内閣府令による規定どおりに改正する必要がある。

令和６年６月に施行された認定こども園法の改正（保育教諭等について１５年に延長、主管保育教諭等について１２年に延長）は、各園に対し令和６年７月に通知済みであるが、今般の条例改正と合わせて、年度内に再度通知する予定。

## ２ 栄養士に係る文言の修正について（札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の改正）

## (1) 概要

これまで、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設卒業者は栄養士免許の取得が不要となった。

そのことから、栄養士免許を有さない管理栄養士による対応が可能となるよう、関係条例において「栄養士」とだけ記載されている部分について、「栄養士又は管理栄養士」に改正する。

本件については、保育施設以外の児童福祉施設にも影響があり、札幌市児童福祉法施行条例等も改正される。

（改正箇所）札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

| 現 行                                                                                                                          | 改正後                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第７条 （略）<br>（１） （略）<br>（２） 当該認定こども園又は他の施設、市等に配置されている <u>栄養士</u> により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、 <u>栄養士</u> による必要な配慮が行われること。 | 第７条 （略）<br>（１） （略）<br>（２） 当該認定こども園又は他の施設、市等に配置されている <u>栄養士又は管理栄養士</u> により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、 <u>栄養士又は管理栄養士</u> による必要な配慮が行われること。 |

## (2) 施行期日

令和７年４月１日から施行